

# 平成25年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成25年1月28日（月曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
11番	押本 修 君	17番	東口 正美 君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君
主事	吉川 和宏 君		

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成25年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

前回に引き続きまして、2巡目の議論で継続をしております項目につきまして再検討を行います。

それでは、前回お示しいたしましたたき台に基づきまして、（4）のイの政務調査費のあり方について御意見、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 政務調査費のあり方に関して、①として使途基準の緩和ということで、備品購入、図書購入、現在のところ1万円以上超える図書に関しては難しいという判断になっていると思いますけれども、基本的には私はこの図書の購入費に関しては上限を定める必要はないのかなと思っております。

備品購入に関しては、前にも他の委員から発言があったかと思うんですけども、これはどれがっていうのってなかなか難しいと思うので、これは具体的なものを、代表者会議になるのか、もしくはここで上げるのであれば具体的に品目を上げていく必要があるのかなと思うんですけども、これはある程度基準というか、そういうものを定める必要があるかなというふうに思っています。

政務調査費を活用した——②ですね、公表については、私は尾崎利一委員と同様で、今現在も領収書をつけてでない政務調査費って出てきませんので、そのことに関しては何ら公表することには異議はありません。ただ、費用がすごいかかるかっていう話であれば、例えば写しを、何というんですかね、画像として上げてとかっていう話になるとちょっと別問題で、その辺は事務局参照とかそういう方法でもいいのかなど。公表全体については賛成ですけれども、各論については臨機応変でいいのかなというふうに思っています。

③の会派への交付を議員個人への交付に変更するかどうかに関しては、これ今までは会派ということで、それほど運用的に問題はないのかなと思っていたのですが、これは私は会派ではなくて個人でいいのではないかなと思っています。理由としては、一人の議員として当選してきたわけで、会派とか政党とかそういったところで当選してきているわけではないので、議員個人の権利として、これは議員個人へ交付するのが筋ではないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） これ、例えば全会一致で政務調査費のあり方について検討をするという答えまでもっていくのか。そうなった場合は、どこかの委員会に付託をするのか、それともここのあり方で細かく議論をしていくのか、これどちら。どちら辺までになるのでしょうか。

○委員長（中間建二君） ですから、この件については前回、前々回もお話ししてありますように、政務調査費そのものが自治法の改正によって政務活動費という位置づけになった中で、もう既に当市においては代表者会議等で議論、確認した上で、今はもう代表者会議で条例改正の手続に入っておりますので、それはそれとして御認識をいただきながら、要は、この議論をするときに申し上げたように、そうは言ってもそういう自治法改正を前提としない中で特別委員会の議題設定をしたということがあるので、報告書の中にどこまで盛り込んでいくのかということで、皆さんから、いわば特別委員会の調査結果としてこういうところまで合意ができた、方向性ができたというものを議論した結果として載せていくのか、それとも、いや、基本的に

はもう既に手続は進んでいるので、もちろんそちらにもうすべてお任せすべきじゃないかという議論も当然成り立つとは思いますが、そのあたりは、ですから皆さんのほうの御意見を交わしながら方向性を出していくということでございます。

○委員（関野杜成君） ありがとうございます。

そうすると、今床鍋委員が言われたのとちょっと重複するような形なんですけれども、これに関してうちも出していますのであれですが、図書の購入費の上限というのをなくしていただくというところが、うちとしては考えております。

公表については、ある意味題目だけ大きな目的というんですかね、例えば何か図書購入をしたのであれば、何をしたら、会派で視察に行ったりとかそういうことであれば、会派視察、いつからいつまで幾らっていうような形で、できれば議会のホームページにそれを載せていただくと。そこからの詳細については、事務局のほうに来ていただいたときにそれを見せるというような形で私は公表の仕方としてはいいのではないかなと。今まであった、情報公開はなくしていったらどうかというふうに考えています。

もう一個は個人ですけれども、基本的には個人に出してもいいのではないかなと思うんですが、今議員の手引のほうでも、会派に支給するというふうになっておりますので、皆さんが個人でオーケーということであれば、まずはここを変えないといけないかなというふうには思っています。ただ、これを今までのように会派にお渡しをして、会派内でそこら辺の判断をするということであれば、今のまま、この手引のままでも会派内で調整をしていただければいいのかなと、私としては、会派の方々が個人のほうがいいということであれば個人でも構いませんし、そのかわり個人になった場合は個人個人で報告書を書かなければいけないというところが出てきますので、そこら辺はやはり話し合った上で決めていくというのが一番ベストかなというのが私の意見です。

○委員（和地仁美君） 今いろいろ所々御意見出ているんですけれども、これ1番、2番、3番というのを一つずつ整理して進めたほうがいいのかと思っています。というのは、例えば1番の使途基準の緩和についてなんですけれども、これ会計上の扱いとかいろいろな部分、消耗品になった場合は最終的にはなくなってもいいものという扱いになるので、極論、議員でなくなっても自分の家の手元に置いておいてもいいという部分があったり、3万円以上を備品にするということになった場合に、例えば図書の購入は1万円以上のものを図書として購入してもいいといったときに、どのように処理をしていくのかとか、その買って、基本的には消えてなくなるものではないので、それを最終的にどうするのかというルール、図書の購入はオーケーだった後にルール、方法論を考えればいいのかという部分もあるかもしれませんが、1番などはまず方向性を考えて決めたほうがいいのかと思っています。

2番の政務調査費を活用した内容の公表については、これは私たちの議会の、何でしょう、姿勢の問題と、あとは方法の問題なので、それは皆さんの御意向をまとめれば、あとは方法はいろいろあると思うのでいいのかなと。

3番の会派への交付を議員個人への交付に変更するかどうかについては、1番の備品の購入と実は関連するのかなってちょっと思っていて、例えば6万円のを3人の会派で買いますといったときに、会派の所有のものとして1人頭2万円って考えたら、それを会派の部屋に置いておくっていうような扱いにしたらそれができるのかどうかとかって、そういうこともあったりするのかなと思いますけれども。

まずは一つ一つ方向性を決めて話を進めていかないと、ちょっといろいろごちゃごちゃするのかなと思う

ので、一つずつ扱っていったらどうかと思います。

○委員長（中間建二君） それでは、今和地議員のほうからも御意見もございましたが、3つ並行して議論すると散見しますので、一つ一つ確認してはどうかということでございますので、2巡目の議論の中でさらに詰めていく問題として3点確認をしてありますので、その3点について一つずつ確認をさせていただきたいと思います。

①の使途基準の緩和として備品購入、図書購入の取り扱いをどうするかということでございますが、具体的には、今備品も認めるべきではないか、また図書購入についても1万円以上のものでも認めるべきではないかという御意見がございましたけれども、この点について再度御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 図書購入については、今の上限を撤廃という形でいいのかなと。ただ、市のほうの、たしか備品のあれにそぐってやっているの、どうするかってなったときに、例えば会派のままでやっていった場合は、その会派の中が例えば割れた場合、じゃその備品というのは誰のものになるのかということの問題点というも解消しなきゃいけなかったり、いろいろそういったのが出てくるので、ある意味議会としてこの政務調査費、今後は活動費というものになりますけれども、そのルールづくりを多分しないといけないのかなというふうに思ってます。それをすることによって柔軟な形にはなると私は思います。単純に今の市側のを使うのではなく、議会としてそれを話し合っていければ、ここに上限を撤廃するという意見でまとまればですけども、そういう形でやっていったほうがいいのかと思っています。

○委員長（中間建二君） 現行の政務調査費の使途基準の中で、例えば今いろいろ金額のお話ですとかも出ておりますが、具体的にはその政務調査費使途基準、対象経費の中にどのように書かれているかと申しますと、例えば図書については、（4）の資料購入費の中で、内容として資料購入に要する経費として図書購入費が入っているだけで、ここには金額は何も書いてないわけですね。

それから、備品のことについては対象外経費として明確に（4）の備品の購入に要する経費は対象外経費として書いてあるということでございますが、この認識について、この当市の現行条例の中での取り扱いについて、備品と図書購入に関しての考え方をちょっと事務局のほうからもう一度、整理の意味で御説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（石川和男君） この最初に政務調査費の使途を決めるときにですね、一番最初に東大和市議会としては、今委員長がお話あったように、対象経費と対象外経費という表現にとどめております。備品に関しても、今図書購入費の関係が出ましたけれども、対象外経費の中で備品の購入に要する経費は対象外というふうに決まっているだけでありまして、備品購入費に関して言えば、事務局としては特に、過去に議論はありましたけれども、結果として備品購入費は認めておりませんということになっておりますので、考え方としては市側の、現在の「備品とは」ということで、備品については3万円以上が備品というふうにとらえられておりまして、その考え方をもって事務的な対応をさせていただいております。

図書購入につきましても、図書備品につきましても1万円以下のものということが取り扱いができるというようなことで、とらえさせていただいているところではあります。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） じゃ、まず備品の関係でございますけれども、現状の考え方として備品は対象外経費になっております。それで、ただし3万円以下のものでこの対象経費の研究研修費から事務費の中で該当

するものについては、現行の考え方の中でも対象経費の中におさまれば購入ができるという位置づけになっているわけですが、これの考え方についてどうするのかと。

先ほど関野委員からもお話がありましたように、備品として管理していくためにはそれなりのルールが必要ですし、また残るものだという位置づけ、消耗品ではなく残るものだという位置づけになったときに、じゃ議員がやめた後どうするのか、会派が変わった場合にどうするのかということの考え方も整理しないと、この備品そのものを認めていくというところになかなか広がっていかないというふうにも理解はしているんですけども、ここいらの認識について再度御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 市側のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、備品として購入した場合は備品台帳をつけて、それから例えば机とか椅子には、1353番の備品だよとかっていうナンバリングをつけて、備品台帳とひもつけするとかっていうことをやっていますよね。

○議会事務局長（石川和男君） その辺の備品の取り扱い等も含めてですね、物品管理規則では市側の各課がそれぞれ登録をして、備品において言えば備品購入費で購入したものを、今御殿谷委員がおっしゃったように形状とか金額幾らとか、そういうものを備品台帳につけてましてですね、各課で登録をさせていただいております。全体には会計とか管財課のほうで、一覧の中で把握しているわけですが、もちろん、そういう市の体系の中で、議会事務局においても備品購入費で購入したのものについてはそのような、他の部署と同じような管理の仕方をしております。

参考にちょっと申し上げさせていただきたいと思うんですが、現在の政務調査費につきまして、私のほうで他市議会の現状を、このたびの政務活動費の動きとともに、当市議会においてもあり方の中でも、代表者会議の中でも、今後の議論の中に含めてですね、備品をどのように取り扱っていくかというようなことで、他市議会の実際の状況を私のほうで確認をさせていただいております。

備品を現在の政務調査費で認めているところが、22市の中でおおむね15市というふうにとらえておりました。じゃ実際に備品購入費の、先ほどから議論があります備品購入費を一旦補助金である政務調査費で購入した場合、備品というものを基準として認めている議会においては15市というふうにお話ししましたが、その備品を、先ほどから出ておりますように会派が分かれた場合とか、あるいは任期が変わった場合とか、議員をやめられた場合とか、ほかの消耗品等も同じでありますけれども、一旦補助金で交付したのについて、ましてや備品については形があるものでございますので、それをどのように処理しているのかというふうにお話をしましたら、ある市議会では、議会事務局のほうに使い勝手に必要がなくなった場合、そういう状況が生まれた場合に返納をしているというようなお話がありました。

他の備品購入費と同じように、市のほうで返納という形で、備品購入費ではありませんので、市のほうに返納をするという形はとれないというようなことでは、他の市議会としても認識しているようではありますが、じゃどんどんそういうものがふえていった場合にどのような考え方を持っているんですかというお話をしましたら、その辺のところは、なるべくそういう大きなもの、備品というようなものなるべくないようお願いをしているんだと、現実的な処理ということでお話が返ってきておまして、余り細かいところはちょっと詰めていないような感がありましたので、さらに細かいところを、ほかの議会のほうの処理の仕方を調査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） そういう意味では、使途基準の緩和というのは、それはそれとして代表者会議とい

うか、そちらのほうでいろんな、今の用途基準をまたもう少し変えるというのは別問題としてあると思いますけれども、それで備品を購入するということに関しては、ちょっといろいろほかの委員からもお話があったとおり、後の管理が、今の例からもあるように後の管理が非常に面倒くさくなってくるというところがあって、ちょっと余りやらないほうが私としては問題を起こさないんじゃないかなというふうに思っていますけれども。備品も購入できるというふうにしちゃうと、余り事務的によろしくないなというふうには思っています。

むしろ、だから本当に必要な場合は議会全体として、本当に議会としての備品ということで購入していただくような形をとれば、議会事務局もしっかり管理できると思いますので、そういうふうな形をとればいいんじゃないかと思っています。例えば机を買うとかって、今回もやっていただきましたが、あれは備品に入らないのかな。（「入ります。含みます」と呼ぶ者あり）入るんですか。あれは議会事務局として多分管理しているんだと思いますので、それは問題ないと思うので。（発言する者あり）そうです。そういうことで、だから政務調査費じゃないんですけれどもね、そういうふうにやっていただければ、それはそれでいいんじゃないかと思っています。

政務調査費の使い方ということでは、備品購入ということを、ちょっと今はまだ体制的にも無理があるんじゃないかなというふうにはちょっと私は思います。

○委員（和地仁美君） 2点あるんですけれども、1点、今ここに話題に上っているのは備品と図書だと思うんですけれども、図書についてはやはり1万円以上図書備品という扱いになるという、さっき御説明があったと思うんですけれども、そのニーズはあるように受け取っているんですね。そういうちょっと特別な本、書籍を買うときに政務調査費で自分の活動のために買いたいというお話は出ているので、これについては検討しなきゃと、検討すべきだと思うんですけれども。

この備品購入ということに対して、もし備品が買えたら政務調査費で買うのになっという現状がどれぐらいあるのかなというのが実は、使い勝手が今回の自治法の改正で広がるということだから、何か可能性を模索している感じもあるんですけれども、実際備品購入ができれば、例えば私たち1万1,000円、1人頭でいうと12カ月13万2,000円っていう上限のお金の中で備品を買いたいと思う場面が、議員の皆さんにどれぐらい現実問題あるのかなというのが、ちょっと私の中で把握し切れていないので、そこら辺の実態に合わせてやったらどうなのかなというふうに思ってます。

あともう一点、図書購入についてなんですけれども（発言する者あり）はい。どうなんですかね。皆さん、備品は買いたいという感じがあるんですかね。

○委員（中村庄一郎君） 今和地議員がそういうお話をされたので、私は、備品というのは必要ないかなというふうに思っていますね。先ほど来から事務局からもお話があったように、購入したものの後の処理、いろんな部分でちょっと大変かなというのがあるわけですよ。例えば会派を移って別の会派に行ったときに、あれはおれの予算の中に入っているんだぜって言って、じゃそれを使わせてくれなんていう話になるかね。

例えばこれから今要するに控室にもパソコンが使えるようにLANを引いてくれるわけですよ。そうすると、じゃパソコンを買うんだとかプリンターを買うんだとかいう話になると思うんですよ。そういうときにも、後々いろいろあれしてこないのかなというのが、それがまず一つ、いろんな後々の処理ですよ。そういうのがちょっと問題かなと。

それよりも、前の委員会の中でもちょっと言いましたけれども、政務調査費、政務活動費ですか、ふやしてもらいたい。それにはこの後の今度、今関連して言うからちょっと話ですけどね、この後のあれには返るんですけども、それには品目をもう少しいろいろ精査して行って、かなりふやして、その中で活動費としてちゃんと使えるようになっていくという部分の中を踏まえていけば、僕は備品は備品で自分の予算の中から、持っているお金の中から買うとか、そういうふうならばそれで処理ができるわけですよ。後々の問題もね、要するに市からいただいたひもつきの金じゃないというところで、会派の中でも処理もできますし、本人にとってもそのほうが一番取り扱いがいいのかなというふうに思うわけです。

ですから、できればいろんなことを踏まえた中では、僕は政務活動費をふやしてもらって品目をふやすと。その部分、我々がいろんな部分で使える部分の中で、今度は逆に自分のもらっている報酬の中からそれはそれで出せるという、そういうある意味ゆとりじゃないんだけどさ、そう言っちゃうと失礼、市民に対しては失礼に当たっちゃうんだけど、そういう部分で我々がさらに活動の場を広げていくというふうなほうが私は順当かなと思っております。

○委員（和地仁美君） 今中村委員にまとめていただいたんですけども、私も結論から言うと、そういう声は余り、備品については後の処理もありますし会計上の問題もあるので、今そういうニーズがないのであれば現状のままでいいのかなと思うんですけども。

先ほど来出ている図書購入についての件なんですけれども、専門書とか高額なものがあるというときに、備品扱いになった場合、さっきのいわゆる普通の備品が最後議会事務局におさめられていってというのと同じように、本も、じゃ最終的には買えるようになったけれども、どんどんこの図書館におさめられるのかどうか分かりませんが、そういう形になっていくというルールにするのが本当に適しているのかなというふうには思ったりはする中で、図書というのは自分の政策とか活動に一番ひもづいているものですし、時間がたつときには内容が変わっていく、そのときそのときで法律も変わりますし、10年前の本を読んで参考になるものもあると思いますけれども、最新情報という形にならないとしたら、この3番の、要するに所有をどうするか、お金の出どころをどうするかということと所有というのはリンクしてくるので、例えば個人に支給したということであれば個人が買った本だというふうに、所有が会派ではなくなるので、個人がもしかして10万円の本を買っても、それは自分のお金の使い方ですし活動の仕方だから、その人の所有の中でやってくださいというふうに位置づけられるのかなと思います。

さっき関野さんが、会派で買ったとき、壊れたとき誰の所有だとか、なくなったらどうするんだというのと同じように、会派に支給だから会派の所有になっていくから、議会として管理しなければいけないというふうになるのであれば、この図書購入の金額を見直すということ自体が、政務活動費となったときにどこに対して支給をしていて、誰のお金を使って買ったものかということこれはリンクしてくるんじゃないかなと思うんですけども、私はそういうように考えているんですけども、ちょっと皆さんどう考えていらっしゃるかなと思います。

○委員（関野杜成君） 会派が割れたから云々というよりも、まず3万円以上になると備品だという扱いをしなければいけないというのが、結局物品管理規則か何かでうたわれているわけです。そうなる、まずそれをどうするかというものを決めていかないと、例えば図書購入が10万円でもいいですよと議会内で言ったところで、3万円を超えているわけですから備品として管理しなきゃいけなくなると私は思うんですけど、その点、ちょっと私の認識で合っているかどうか、事務局、もしお答えできたらお願いします。

○**議会事務局長（石川和男君）** 先ほどから御意見が出ていたかと思うんですが、今現在備品の取り扱いについて細かい、対象経費にするかしないか、現状からいけば対象経費になってないんですけども、先ほども関野委員からもおっしゃっていただいたように、議会としてどのような取り扱いにするかということが、基準が決まれば備品ということで認められることもできるでありましょうし、そもそも政務調査費は補助金ですので、市の会計の備品購入費で備品を購入しているわけではございませんので、補助金、鉛筆一つとかもろもろ消耗品といわれる事務費等についても、会派あるいは1人の人を会派として認めている今現状の中で、物が使い終わったときには補助金として供与させていただいている部分がありますので、備品というものは、政務調査費の中で備品を認めたということになったときに、議会の中で基準を決めた場合、その取り扱いも含めてどのように、いろんな状況が生まれたときには自分たちで処理するとか、議会事務局に返納するとか、一定の基準を決めていただければいいのかなという話だと思います。

以上でございます。

○**委員（関野杜成君）** 局長、そういうことではなく、今現状として、例えば今の現状のルールの中で、例えば図書購入費だけが10万円までいいと変わった場合、そうなった場合、そこだけを10万円にしたとしても、物品管理規則というものが、議会はまだそれに対してどうするかって決めてないわけですから、市のほうのそれを引用した場合については、備品というていになってしまわないんですかということをちょっと聞いています。

○**議会事務局長（石川和男君）** そういう意味からすると、現在は補助金で購入をしているわけでありまして、それは市の備品ということではなく、決まりの中での備品あるいは図書備品というふうになるかと思えますので、そここのところの、どこの、支出元がどういうものであるかということに分かれるかと思うんです。現在はそういうふう決めておりませんので、とりあえずと言っちゃ失礼ですけども、現在は、備品購入費は対象外経費なんですよというふうな決まりがありますので、それに基づいて、じゃ何で、備品購入費というのは金額幾らだといったときに、スタートしている段階では、今市の備品購入費の金額に合わせているんですよと、そういうことを申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○**委員（関野杜成君）** そうなると、今までの話の中で備品、何か買うということを皆さん考えていますかというところに対しては、これとってないということであれば、ある意味図書購入費の部分を1万円だというようなことが、それは申し合わせになっているのかあれですけども、その部分がもうちょっと金額が上がっても買えるというような形になってくれば、多分そういう意味では図書購入をもう少し金額をって言っていることからすると、そこで話が合うのかなって思うんですけども、済みません、結論つけているわけじゃないですけども、私の意見としてそういうふうになると思うんですが、皆さん、あと意見をいただければと思います。

○**委員（和地仁美君）** 私の理解が間違っていないか確認したいんですけども、今事務局長がおっしゃっていたことを、私の理解は、市のルールはあると。議会の中では議会の、変な話、オリジナルのルールをつくってもいいという前提という理解だったんですけど、ただ今ある基準を決めたときに市で決めている3万円以上を備品としましょう、1万円以上の図書は図書備品としましょうという市のルールを準用してというか、それを私たちも適用しましょうという申し合わせだったからその金額ができていたんですけども、元来議会がその基準を別途につくってもいいっていう前提だけれど、それをつくらないで役所のルールを今適用して

いるという理解でよろしいですか。

○**議会事務局長（石川和男君）** 今おっしゃるとおりの考え方で、事務局としては基準が、備品が対象外経費、備品の場合には市の備品は現在は3万円、図書備品が1万円以上と、このようになっているのでそれに合わせていると、そういうところであります。取り決めに新たに、先ほど関野議員がおっしゃっていただいたような提案で御同意をいただけることになれば、それはほかの細かい取り扱いとともにですね、各会派に購入した以降の処理の問題等も含めて、細かいところをこれから決めていただくことも一つの手であろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

○**委員（関田正民君）** 結局議会で使い方を決めればいいんですよ、補助金ですから。それで、その後備品買って、これが残ったといった場合どうしようかということもみんなで話をすれば簡単に解決するんだよ。同じことをぐるぐる言わないで。

○**委員（御殿谷一彦君）** そういう意味で、今まで事務局のほうは本来市の規則をある程度準用していただいているんだと思うんですけども、そういう意味では、今和地委員のほうからもお話があったとおり、備品購入に関しては今までどおりでこれはいいのではないかと思います。図書購入に関して一部の委員さんのほうから、やっぱり1万円じゃちょっと、今最近図書を買うのに1万円を超える単価のものがあるというお話ですので、ここだけをちょっともう少し上げていただくような形をとれば、皆さんの一応活動には支障がない形で落ちつくんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。（「金額言って」と呼ぶ者あり）

そういう意味では、1万円を、先ほどもう一つの数字として出ているのは3万円ですから、3万円まで持っていくという形でどうかなというふうに思いますけれども。あと、決めるときにはちょっと、申しわけない、いろんな規則の上で、今1万円と設けているところを3万円としても問題ないかはちょっと調べる必要はあるとは思いますが、それで検討していただければというふうに思います。

○**委員長（中間建二君）** 今それぞれ皆さん、備品購入、図書購入についてもそれぞれ御意見をいただきましたが、備品購入についても認めていくべきだという御意見と、これまでの考え方でいいじゃないかと、必要ないんじゃないかという御意見もあったかと思います。

それで、結論としてここで細かく品目をどうするかとか、金額をどうするかということをここで決めていけるかという、今の現状では代表者会議での確認の中では、改めて条例改正の後に別表の内容について代表者会議で確認をしていく、議論をしていくという方向性で出ていますので、余り細かいところまでここで詰める必要もないのかなというふうには理解をしているんですけども。

1点目の備品の購入についてなんですが、今のところ認めていくというところでの一致までは至ってないというふうに認識をしているんですけども、一方で、3万円以上のものが備品だという位置づけですので、繰り返しになりますけれども、対象経費の中で3万円以下のもので該当するものがあれば、それは現状でも購入できるってということでもありますので、要は具体的にこの対象経費の中で、別表の中で具体的に書いていかないと、結局いつまでたってもはっきりしない、誤解が生まれていきますので、やはり何を対象経費にしていくのか、例えば控室で使う机だとかそういうものを明確に例えば位置づけていくとかですね。そういう作業がないとなかなか結果的に結論がついていかないと、余り概念的な話ばかりしていても詰まらないので、今のところ備品購入を認めていくというところについては一致はしてないけれども、対象経費の中身をどう

するかということについては、代表者会議の中で各会派の意見をすり合わせて方向性を出していくということとは確認できていますので、そこに一つは、備品購入については現状どおり。しかし、何が対象経費になるのかということについては、代表者会議の中で確認をしていくということでどうかというふうに思っております。

それから図書については、今1万円以上のものでもいいじゃないかということについては、おおむね1万円以下じゃなきゃだめだという今意見はないというふうに認識していますので、じゃその図書購入の上限が際限ないのか、幾らならいいのかということについての考え方も、ここで結論を出すのか、それとも代表者会議の議論に委ねるのか、この点について今までの議論はそういうふうに認識しているんですけども、その点について再度御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 今委員長が言われたとおりで私はここの答えとしていいのかなと。金額云々というところまでにはちょっと入れないと思いますので、備品に関しても図書購入に関しても今言われたとおりで、では図書購入費に関してはどれぐらいか、それは代表者会議のほうにということところに、この①に対してはそういう答えになるのかなと私は思います。

ただ、その中でもう一点として、これは皆さんがオーケーするかということですけども、その後の処理についてですね。多分こちらに、3番の会派じゃなくて多分こちらに当てはまると思いますけれども、会派が割れた場合とか、要らなくなった場合という言い方が適当かどうかわかりませんが、そうなった場合どう処理するかっていうのもやはり検討課題として代表者会議のほうに送ったほうがいいのかなというふうには思いました。

○委員（床鍋義博君） 先ほども申しましたけれども、1万円というところの撤廃については意見は同じです。それで、実際その上限を幾らにするのかといったことに関しては、私は図書費の上限を定めなくても、定めるということはそれ以上のものは備品として扱うということですね。ということは、定めなければそれは備品として扱わないわけですから、そうするとその後どうするかという問題は解消するというふうに思っていますので、図書に関しては備品扱いをしない、そのために上限を設けないというのが私の意見です。

○委員（御殿谷一彦君） それはちょっと申しわけない、あくまでも上限は設けておいたほうが良いと思います。変な話ですけども、余りそんなことはないと思いますけれども、10万円の図書を買って、（発言する者あり）いえいえ、それはいいんですけども、これ備品じゃないから、おれが後どう処分しようがどう使おうがおれの勝手だという話になった場合に、いろいろちょっと問題が生じる可能性がありますので、それはやるべきではないと思います。あくまでも上限は設けておくべきだと思います。

○委員（床鍋義博君） それが例えば高額な図書であっても、それが必要であれば僕は購入すべきだと思いますし、それをおれがどうこうするかっていう話ではなくて、じゃ3万円だったらいいのか、4万円だったらいいのかという話になってくるじゃないですか。じゃ4万円以内だったら、じゃおれのものだったらって。金額の多寡の問題じゃないと思いますよ。

○委員（御殿谷一彦君） じゃちょっと具体的に言っちゃいます。今例えば古本屋に持っていけば1,000円のもの500円で売れたりするわけですよ。10万円のもの現金化できるわけですよ。そういうことを防ぐためにも、それはあくまでも上限は設けておいたほうが絶対にいいというのが僕の考えです。

○委員（床鍋義博君） それを言うんだったら、逆に言えば上限は1万円でも2万円でも3万円でも同じですよ。10万円のを、例えばどこかに質屋さんに持って行って下取りしてもらうのと、1万円のを半額

というのを繰り返せば同じじゃないですか。そこまで考えなきゃいけなかったら政務調査費は、それは何も使えないですよ。

○委員（中村庄一郎君） 先ほど委員長さん言われたようにね、私はまずは備品購入ということじゃ現状どおりと。それからあと図書購入については、これはですね、ここの席では、先ほど関野委員が言われたように、額面を決めないで代表者会議か何かに委ねるといことの話でどうかなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） それぞれ御意見がございましたけれども、なかなか図書購入、1万円という制約についてはいかがなものかということについては一致をしたわけですが、今そもそも上限が要らないという考え方と、いや、やっぱり一定の上限は必要でしょうっていう意見がありましたので、そこについては一致を今のところはしていないという中で、今中村副委員長のほうからは、代表者会議の中での議論でよろしいんじゃないかと、図書備品についての拡大の方向性については確認ができたので、それでよろしいのではないかと御意見だというふうに踏まえておりますが、そのような取りまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、備品購入及び図書購入につきましてはそのようにさせていただきます。

続きまして、政務調査費を活用した内容の公表についてでございますけれども、再度この点について、今の御意見としては概要等についてインターネット、市のホームページ等で公表していくべきではないかという一つの具体的な御提案がありました、そのほかについては今のところございませんので、ほかに御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 先ほど発言もあったと思いますけれども、領収書を添付した資料等については、事務局へ来れば見れるようにするという発言があったと思います。前に私もそういう発言をしていますので、要するに情報公開条例の足を踏まなければそういうものを見ることができないという状況ではなくて、議会の側から積極的にそういうものを示していくということで、情報公開請求しなくても議会事務局へ来れば領収書も確認し、報告資料も直接見ることができる。それからホームページなどで公開をしていくということでいいかなというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） 私は現状でよろしいかなと思っております。情報公開のあれは申請すれば誰でも見れるわけですしね。この政務調査費のあり方なんですけれども、政務活動費になりますか、そちらについてはやっぱり議員個人が、個人というか会派もあれなんですけれども。しっかりとそういうところの手続きをしていけば、別にあえてこちらからどうぞっていう必要性がどこにあるのかなというのがよくわからないところがあります。知りたい人が来て、じゃあちゃんとした手続きを受けて見たいんだと、これが私はやっぱり一つの道理かなというふうには考えております。

以上です。

○委員（関野杜成君） 済みません。ちょっと今手元がないんで内容がわかんないんですけども、たしか改正されるときに条文の中に、「議会は」なのか「議長は」なのか「積極的に」っていう文言が入っていると思うんですが、そこに関してはどのような考え方をしているかということになってくると思うんですが。もしその積極的にというものが、今以上に積極的にということなのであれば、情報公開請求をすることによってという今までのルールでもいいですけども、それ以上を考えているということになるのであればプラスアルファ、違うやり方に変ってくるのかなというふうにはちょっと思っているんですが。議長としてなのか議会として、議長として、（「議長は」と呼ぶ者あり）うん。それはどのように考えているのか。

○**議会事務局長（石川和男君）** 改正自治法においてはですね、改正自治法第100条第16項におきまして、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と、このように改正自治法ではうたっております。これを受けまして、これをどのように具現化するかどうかは、各議会の、それぞれの市議会の対応になろうかと思えます。

以上でございます。

○**委員（関野杜成君）** そうなったときに、多分そこはまだ話されてないのかなと私はちょっと思っているんですけども、だから、それがまず決まらないことには、例えば今他の委員が言ったようにそのままがいいということになるのか、それとも新しく公開をしていく形というものをとるのかということの方が正直ちょっと見えてこないなというふうに私は思ったんですけども、これは私の意見ですが、そういうふうにちょっと感じたんですが、どうなんでしょう。

○**委員長（中間建二君）** ですからその点は、関野委員も出席されております代表者会議の議論の中では、この自治法の改正に基づいた用途の透明性の確保に努めていくことの方性については、代表者会議の中でも確認がされてますので。ただ、具体的にどのようなやり方をしていくのかということについては協議をしましょうということであって、方向性は代表者会議の中で確認されているのかなというふうに理解をしておりますけれども。

○**委員（関野杜成君）** なので、ある意味、代表者会議で今後どうするかという話がなされるべきなのか、今ここでその結論を出しちゃっていいものなのかというところが、ちょっと私の中で思ったので。例えば代表者会議の中で、じゃオープンにしましょうっていう話になったと。ただ、この中では意見が一致しないので今までどおりでいきましょうっていうふうになったときに、やっぱり違いが出てくると思うんですね。そうなった場合はどういうことになってしまうのかという。

○**委員長（中間建二君）** 特別委員会の議論した結果としての結論については、当然議会に報告するわけですから、また皆さん各会派の代表として出ているわけですから、当然のことながら尊重していただくということは大前提であります。当然です。

○**委員（中村庄一郎君）** 委員長さん言われているようにね、この中でぜひ方向性だけというか、意見を皆さんに出してもらって、最終的には代表者会議か議運か何かに委ねるという形にされたらどうかと私は思いますけれども。

○**委員（和地仁美君）** 私は、私たち議会の政務調査費、年間、先ほど言いましたけれども13万2,000円という額の中で活動しているんですけども、結論から言うとホームページのほうに概要だけ、自分たちがどういう活動をしたのかということの一つの示すものとして概要は載せていったほうがいいかなと思います。その詳細についてを知りたいければ事務局なりに、そこについては行けば見れるというやり方がいいのか、今までのように請求を出してじゃないと見れないのかというところの取り扱いについてまでは議論する必要があると思いますけれども。

基本的な、自分たちが1年間このお金を使ってどんな活動をしたのかという概要ですよ、例えば図書費幾らとか、合計でもいいと思うんですよ。この人はいっぱい本を買ったんだとか、この人はいろんなところへ視察に行っているいろいろ他市の状況を調べてきたんだとか、その方向性だけぐらいは示すようなものを第一歩としてもいいので、ホームページで知らせたほうが今の時流というか、せっかくこの今開かれた議会ということを前提に今私たちも議論をしていると思うので、そこはそのように進めたほうがいいのかなと思いま

す。

ここに直接関係ないと思うんですけれども、もっと踏み込んでしまうと、視察に行ったときに視察の報告書を私も書いていますけれども、そういったものも、もしかしたらほかの方も見たら参考になるかもしれないというものがあるのであれば、そういう報告書なども本当は将来的には公開していったほうがいいのではないかなと。それは公的なお金を使ってやっていることで、政務活動費としてやっていることなので、それは市民も知る権利があるんじゃないかなというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） 今の和地委員の意見なんですけれども、市民の知る権利というのは、別に書類を、その都度手続すればできるわけでね、別にこちらから透明性がないというわけじゃなくて、別にそれだって知りたいという人は来て見れば、調べてもらえばいいわけでありまして。だからそこところはね、私は現状でいいのかなというふうには思っております。

それと、こういうふうに政務調査費を活動費として使ったからこうだというふうな活動ではありますけれども、確かにそれは、だからさっきも言ったように、何度も言っているようにそれはそれで調べればいいわけであって。もう一つは、こういう活動をしたからどうのこうのということで、さっき視察の話も出ましたけれどね、ただ視察なんかについては会派で行ったりするとね、自分がそこに本当に目的として行ったのかどうかわからないときだってあるわけなんですよ。

だから、そういうものも含めていくと、それがどういうふうな形で見えていくかどうか分からない話なんですよね。だから、そのところは内容としては別物として考えていかないと、そうしないとそういうところの公表をするところの部分というのはやっぱり慎重に考えないといけないのかなというふうには思います。以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は、そういう視察の報告などについてもできるだけ市民の皆さんにも知っていただいて、議会に対する理解を広げていくというのは大切なことだと思いますので、ちょっと今この政務調査費のあり方とは直接かかわりはないんですけれども、私としてはそう思います。

政務調査費の内容の公表については、知りたい人は調べればいいということではなくて、議会の側からこういう活動をしていると、そのためにお金もこういうふうに使っているんだということを市民の皆さんに知っていただくと。逆にアピールしていくというか、議会の活動に対する理解を得ていくという姿勢で私は臨んでいくべきなんではないかと。

それから、知りたいという市民の方の立場から言うならば、やはり敷居はなるべく低くして、少なくとも足を運んでもらえればその場で見ることができると、2度目、3度目足を運ばないと見れないということではなくて、見れるよという状況をつくるというのも大切なことだというふうに思いますので、先ほど提案したような形で極力望む人が目に見ることができると、しかも手間をかけずに見ることができるといった状況をつくるべきだというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今それぞれ御意見をいただきましたが、特別委員会の調査報告書の取りまとめの中でどのように結論づけていくか、書いていくかということで常々申し上げているわけなんですけれども、今ホームページ等による積極的な公開と——情報公開手続によらないで公表していくべきという意見と、それから現状でも手続を踏めば公表されているわけだから手順を踏んでやればいいじゃないかという御意見があるわけなんですけれども、代表者会議では公開していく方向性については確認はできておりますので、特別委員会の意見としては、今の2つの意見を両論併記しながら、結論としては代表者会議に議論を委ねるといったような

取りまとめでいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） はい。それでは、そのような取りまとめとさせていただきます。

3番目の、会派への交付を議員個人への交付に変更するかどうかという点でございまして、この点については前回までの議論の中で、中村委員のほうからは現状の会派交付でいいんじゃないかという御意見で最後終わったかと思えますが、きょうのこれまでの御意見の中で、議員個人への交付もやはり積極的に認めていくべきという御意見があったかと思えます。

この点について引き続き、考え方、方向性等につきまして御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（関田正民君） 今までの話を聞いていると、大体個人で欲しいという意見がほとんどでしたよね、会派じゃなくて。（発言する者あり）済みません、勝手な解釈して。

一つの方法としてね、無所属もいわば当然個人ですよ。ただ会派にこれはやるということになっていますので、会派にやって、ただ今度一つの案として会派の中で個人に、無所属みたいにいわゆる会派全体で使うのもよし、また会派の中の個人で使うふうに方法を少し緩めたらどうですか。そうすれば会派に回っても、いやいや私個人で使いたいと言えばいいわけだから。（「会派で管理する、管理するという言葉に変えればいい、会派に支給するじゃなくてね」と呼ぶ者あり）うん。そうすれば個人で使えるわけだからと思えます。

○委員長（中間建二君） 現状ですと、一つには政務調査費の交付に関する条例の中では、交付の対象として政務調査費は東大和市議会における会派（議長に決定を届け出た議員による組織（1人のものを含む）をいう。以下「会派」）に対して交付するということが決まっております。またこの使途の報告義務も会派に委ねられているというわけでございますので、今現状の中で、会派の中でのどのような取り扱いを行うかについては会派の中でまさに自由に決めていただき、ただ報告を、会派で交付を受けているわけですから報告も会派で行っているという、そういう現状があるわけですから、そういった意味では、関田議員がおっしゃっている解釈も既に現状の中では成り立っているというふうにも理解をしておりますけれども、その点についてほかにまた御意見ありましたら。

○委員（中村庄一郎君） 今関田委員のほうから話があったわけですがけれども、前日も私この席でお話したように、やっぱりきょうもそうなんですけれども、1番の使途基準ですね。これとあと2番の取り扱いについてですね、公表についての取り扱い。こういうことをすべて含めると、やはり個人個人というふうな形にしますとやっぱり事務局サイドがかなり作業のところいろいろ大変になると。個人個人を全部取り扱ってやらなくちゃいけないという部分。

そうすると、今でも事務局大変な中でですね、これが大変な労力になってくるわけですよ。特に個人個人だと、じゃどこの調整がどうなっていて、このあれについてはどうなって、領収書から何から全部こうやっているいろいろ出していかなくちゃいけなくなっちゃう、今でもそうしているんですけどね、会派でも。

ですから、個人というのはやっぱり少し考えたほうがいいのかなというふうな私は意見なんです。だから今の現状と同じように、会派には出すけれども会派の中でそういう判断はしていくと、取りまとめも会派ですというふうなことがね、一番その取り扱いとしてはよろしいのかなと。

それとあと、今までも皆さんのいろんな1番、2番についても意見をこうやって聞いていますと、やはり個人でやって、それで公表もずっとしていくということになると、僕はそれから先のいろんな問題が生じた

ときにどういうことが起きるのかなというのいろいろ考えているわけなんです。おそらく個人個人でまとめたものをそれ全部公表していくんだという話になりますとね、そこんところはまして、僕は事務局がまさにもっとシビアで大変になるところになるのかなというふうに思います。

ですから、とりあえずは会派の取り扱いということで現状の形でですね、あとはだから言葉を添えれば会派内で、これはあくまで個人に支給されているものを会派が取りまとめているんだという考えの中で取り扱っていただくということですね。その中では、要するに今まで検討されていた備品購入のことだとか何だかんだっていろいろと出てくると思うんです。ですからそういう意味では、私は会派に交付という形でよろしいのかなということです。

○委員（御殿谷一彦君） 私もかねてから言及しているとおおり、会派宛てへの支給ということでやっていただければというふうに思っております。関田委員さんがおっしゃったとおおり、会派の中で、例えば5人会派いたときに、じゃあなた5分の1ずつ使ってよと、それ以上オーバーしちゃだめだよと、それはその会派のやり方でやっていただければいいと思いますけれども、あくまでも支給、また事務局への報告等は、会派として報告するという形でやっていただければというふうに思います。

要は、いろんな会派としても考え方があってと思いますので、例えばまだ新しい議員さんの方にはそれなりの勉強もどンドンしていただきたいとか、それから古い方は古い方なりのいろんな活動をしたりとかという形があると思いますので、要は、一人ずつで分けちゃうと完全に縛られてしまいますので、新しい方にはそれなりに重点的に投資をというか、人的な投資をさせていただいてということも会派によってはあると思いますので、そこはもう会派にお任せするという形でやるのが私は使用用途としてはいいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） ほかに御意見がないようであれば……

○委員（関野杜成君） 例えば今の意見で、会派にという現状のままにしておいて、会派内で例えば個人個人にという判断をして行った場合、通帳は多分会派としてやっているんですが、その分け方というのは、あくまでも表に出ないという言い方も変ですけども、会派内で細かく分けておくという認識でいいのか。それとも、公にしたときも会派の中の誰々がこれだけ使った、Aさんは1万円使ったけれどもBさんは1万円使ってないとか、そういうところまでやらなきゃいけないのか。ちょっとその点、質問です。もしそういう形になったとき。

○委員長（中間建二君） ですから、そこも基本的に会派に交付をして、報告義務が会派にある限りにおいては、どういう報告をするかについても当然のことながら会派の責任で行うわけですから、そういう会派の中でそれは5人会派が5人別の報告をするというところもあるかもわかりませんし、あくまでも会派としての報告をするかもわかりませんし、支給を受けるのは会派で、会派の責任のもとに使用するわけですから、報告義務もあくまでも会派に委ねられるというふうに理解をしておりますけれども。

○委員（和地仁美君） ということは、公表するときは例えば、ある会派が例えば個人別、もし公表したときの場合は個人別で出す会派もあれば、会派まとめて出す会派もあるという、今御説明でしたか。

○委員長（中間建二君） ですから報告義務は会派で、会派ということは結局会派の責任者、代表者の名前でも報告をするわけですから、もちろんその内容については会派として責任を持って出すと。その様式そのものは具体的に、例えば今当然会派としての報告数字は出てるわけですけども、ただそれは、例えばホームページにそれを載せるとかね、どこどこで公表するという前提には今なっていないので、じゃそれを具体的

に公表する、またはそれこそホームページ等でアップするといった場合には、じゃ様式を整えるのか、みんな同じ様式にするのか、それも会派の判断で出すということになるのか。それは当然のことながら議論があるかとは思いますが、現状で報告する分においては一々制約は何もないというふうに理解をしております。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時38分 休憩

---

午後 2時48分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、③のところにつきまして御意見がある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ないようでありましたら、両方、個人交付を認めるべきではないか、変更すべきではないかという御意見もございましたが、現状会派への交付の中で会派の責任として取り扱っていくべきという御意見もございましたので、この点についても意見としては両論ありましたが、結果としては会派交付ということで取りまとめようと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（床鍋義博君） 意見が割れたときは、今両論併記にしていなかったですか。

○委員長（中間建二君） ですから、両方の意見があっただけども、結果としては現状維持になるということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、政務調査費のあり方につきましては、3点につきまして議論を今いただきましたので、今御意見いただいたとおりの取りまとめとさせていただきます。

それでは、以上で2巡目の議論で結論を先送りした項目の再検討を終了いたします。

---

○委員長（中間建二君） 続きまして、（7）議会基本条例について、2巡目の議論に入ることにいたします。

1巡目の議論を終えまして、中間報告の取りまとめに際しましては、条例を制定した自治体における実態調査、それから設置の目的と効果、また本市における設置の是非についてそれぞれ御意見をいただいた中で、中間報告を取りまとめたところでございます。最終的には、市民に開かれた議会のあり方について検討を重ねてきており、議会改革の成果を得つつ、議会基本条例の制定を目指す方向性を持って2巡目の議論を継続するところを確認したということで取りまとめをさせていただいたところでございます。

また、この間、去る1月10日には所沢市議会の議会改革の取り組みを視察をいたしまして、その際にも議会基本条例の役割について具体例を通して御説明をいただいたところでございます。その意味では所沢市議会の視察の御感想も含めまして、この議会基本条例、本市における設置のあり方について御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） まず、先般市報のほうで自治基本条例のほうのお話が出てまして、やはり市というのは二元、あるいは市側と議会側ということで、市のほうで自治基本条例をつくられた。だからというわけじゃない、対抗意識という意味じゃないんですけども、やはりこちらのほうとしてもしっかり議会基本条例をつくって足場をしっかりとつけて活動していきたいということで、私自身は議会基本条例をぜひとも進めていただ

きたいというふうに思います。

それから、前回所沢市に行ったときも、これをつくったおかげで要は非常に議会の活動がしやすくなった。要は変な話、財政的な面も含めてしっかり裏づけがとれるということで動きやすくなったというお話もあります。

それから、今回私どもがこういう改正自治法に基づいてどんどんいろいろ活動していく中で、自分たちのやっぱり活動をどういうふうにやっていくかということをしっかり宣言して進めていく。その目的、それからそういう構想というか、本来の基本構想のようなところもしっかり含めてそれを基本条例のほうに載せていくということで、しっかりつくっておく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（中間建二君） よろしいですか。

御意見なければ取りまとめますけど、御意見、議論はございませんでしょうか。

○委員（和地仁美君） 1巡目のときも発言させていただいたんですけれども、やはり方向性としてはそういうものがあつたほうが、いわゆる立ち返る場所であつたり、自分たちが一番機能することの場、後ろで支えられるものであつたり、いろいろな意味では意味のあることかもしれませんが、1巡目で私も発言させていただいたように形骸化するというかですね、いろいろな物の本読むと、実態があつたところを明文化して基本条例にしているところと、理念から入ってこういう方向に目指そうということから基本条例をつくったけれども、実際にそれが機能しているというよりも、何かこうあるだけで終わってしまっている実態もあるというのは、いろいろな本で書かれているところですので、もし制定をするっていうことであれば、それを機能させるように、所沢市議会さんの視察でも言っていましたけれども、そのいろいろな考え方のある議員の方や、その温度差があるところを調整して足並みをそろえて制定のほうに持っていかなきゃならなかったという御苦労であつたり、そこを理解させるために変な意味で説得的なところもあつたというお話も聞きましたので、この特別委員会としては制定させる方向だったとしても、その意味では最終的には今いる議員全員が同じ方向を向かないとなかなか難しいのかなというのが1点と。

あと先ほど自治基本条例の話出たと思うんですけれども、担当職員の方と少しお話したんですが、他市で制定されている自治体でも、市民の意見や意向を反映しないと自治基本条例として機能しないということで、そういうことでかなり手間暇かけて10年近くかけて条例を文案までつくつたという自治体の例もあるというお話を聞いた中で、例えば今ここの特別委員会で議会基本条例を制定しようという方向になって、全員の議員の方と話すとか、代表者会議で話すとかちょっとわかりませんが、やるってなつたときに、そんな一朝一夕にできないってところを見たときに、任期っていうものがある中で、現実的にどのような手順で何をどこを目途に制定っていうところまで持っていくのかっていうことまでをイメージして方向性を決めないと、何かこう具体的ににならないのかなっていう心配が個人的にはちょっとあるんですけれども、そこら辺がクリアになって形骸化しないようなものができるのであれば、制定の方向で進めてもいいんですけれども、そこら辺がまだ私の中では疑問なので、ちょっと今皆さんの意見をちょっと聞いてみたいと思います。

逆に、ないと困ることとか、ないとできないこととか、今はないわけですから、ない中でやっているところに問題を感じていないというふうになってしまうとあれなのかなと思うので、あつたらこういうことができるのとか、そういうようなイメージ皆さんあるのかなってというのはあるんですけれども、だめ。

○委員（中村庄一郎君） やっぱりこちらの委員になってから、基本条例については今回初めて言葉に出すんで

すけども、多摩市でしたっけ、それから所沢市、拝見させていただいて、実はほかのところでもちょっといろいろ市議会、そういう議員の皆さんが集まる会議の席なんかでもいろいろお互いに話をするんですけども、今和地さんが言われたようにね、ないとうなのか、あるとうなのか。今非常に話題性になって議会改革という言葉に皆さん改革をという、議会改革をしなきゃいけないみたいな、この世相の中のこういうところの中でね、基本条例、基本条例っていうふうに言われているんですね。

それで、私がとりあえずは直近でこの間所沢市議会のほうにお邪魔させていただいたんですけども、いやいや、確かに条例としてうたってある部分で、確かにやりやすいなっていう部分はあるかもしれないんですけども、それ以前に今の段階でやれることってもっといっぱいあったんじゃないのかなっていうのがね、条例をつくらなくても、その中でっていうのが結構あるんですね。それは私が先ほどからずっと流れの中でも言っているように、例えばさっきね、情報の透明性をつくるためにこちらからどんどん発信していくんだと言われたんですけども、いやいや、書類一つつくることによって市民だって知ることにはできるわけなんですよ。そういうことも我々がどんどん率先してやってくださいと言えればいいわけで、そういうことなんかも逆に透明性を出すのは、それは我々のやり方次第だというふうには私は判断してるんですね。

実は所沢市議会の中でも、まあこれはまた別件になっちゃうかもしれないけども、何だっけこれ。調査書じゃない、何だっけ、（「事業評価」と呼ぶ者あり）事業評価ね、こういうのなんかも事業概要調書とか、こういうのなんかも議会なんかで利用されてるとかっていうこともあったり、いろいろされているんですけど、事業評価というところね。ただ、これは議員の裁量の中で別に自分で調べて出そうと思えば出せるわけなんですよ。ただ、その簡略化できるように、すべての皆さんがわかるようにしていったというのは確かにそれは、確かに議会の改革ではあるかもしれないけども、そういうところをやっぱりきちっと踏まえた中の活動の仕方がもっとあるんじゃないかなと。

例えば当議会においてはもっと議会改革であるのであれば、例えばもう少し委員会活動をもっと活発にするとかですね、そういう部分だとか。あとは議会の中の方向性、いろんなやり方もですね、いろいろ検討の余地があるんじゃないかとか、実際には基本条例の中には要するに条例で組み込んであるから、そのところは皆さんやりやすいんだろうなという部分になってくるんだろうと思いますけども、ですからそのところを慎重性を持って、僕はこれは時間をかけてやはりしっかりと検討していくべきものなのかなというふうに思ってます。

だから、私としてはあえてここでその必要性があるかどうかというのも、もう少しちょっと時間をかけてですね、皆さんで検討されたほうがいいのかと思います。

○委員長（中間建二君） ほかの方はいかがですか。

○委員（御殿谷一彦君） 前回所沢市に視察に行かせていただいたんで、所沢市の基本条例をちょっと見させていただいておりましたけども、要はこの中でいろんな議会の活性化をどうやっていこうかっていうことも書いてあるし、自由討論の話とか、委員会を活性化するにはどうしたらいいかっていう話とか、いろいろこの基本条例の中でうたっております。

やはり私自身もそういうこと一つ一つに関しては、みんなで自由に討議できるようにしましょうとか、どんどん自分で調査するようにしましょうって、いろんなことを努力はしておりますが、やはり議会としてこういうことをしっかり宣言していく、やっていこうということを述べていくっていうことは非常に大事なことはないかなというふうに私は思っております。そうすることによって、変な話ですけども、議会っていうのは対

市民に対しても、議会ってこういうことをやってみんな活動してるんだよっていうことをしっかり何ていうか、議会として表現できるっていうこともありますので、ぜひともそういうところでは、変な話、和地さんは個人的にはすごく頑張ってるけど、御殿谷はどこにいるかわかんないね、あの人は議員としての資格がないねって話ではなく、それはそれで個人の評価はいろいろ、「それはあなたの」と呼ぶ者あり）いや、それはあると思いますけど、「あなたの努力だよ」と呼ぶ者あり）おっしゃるとおりです。ただ、「自分でその裁量をつくっていかなくちゃだめだ」と呼ぶ者あり）わかっています。

ただ、議会としてはこういう形でやってるんだよって、議会みんながこんな形で一生懸命やってるんだよっていうことを市民に対して示していくっていうことは僕は議会として大事だというふうに思っております。

○委員（和地仁美君） 御殿谷さんのおっしゃっている意味もわかるんですけども、基本に立ち返って開かれた議会とか、今今回の特別委員会が立ち上がったところを考えたときに、よく話題に出てくるのは議会はこんなに頑張っているんだよとか、議会のことをもっと情報発信しないといけないってことはいろいろあるんですけども、議会基本条例ってそのためのものではないような私は気がしていて、先ほど御殿谷さんがよくみんなで一緒に自由討議しましょうっていうふうに自分では呼びかけているんだけどもってというお話あったと思うんですけども、もし議会基本条例に議会では自由討議を積極的に行うべきであるとか何かしら文章があると、それに後押しされてもっとその場が持ちやすくなるっていうようなことになるって意味合いでおっしゃっているのかなと思うんですが、議会基本条例を、その一つの文言であって、一つの形にしていくときにも、今のような議論がこう出てくると思うんですよね、どういらいメンバーでその条文をつくるのかわからないんですけども。そここのところがやっぱり一致するところまで持っていけないと、確かに自由討議をすることが大切だっていうことをここに載せるっていうことになったとしても、本当にそれを大切だって思って、本当になって言い方はないですけど、最終的には書いてあるんだから、みんな出席しろっていったらそれまでなのかもしれませんけれども、その文章を決めるとこまでの道のりの前段が同じ方向、その具体、一個一個じゃないですけども、それが必要だっていう方向性に向かないと、なかなかそこもやっぱり先ほどの所沢でも苦労されたっていうお話もあったりとか、多摩市議会などでもそういう話——必要性に迫られてっていうかですね、全員が。そういう前提がないと難しいのかなって思っている点と。

あとほかの項目のところ、議会報告会をやるっていうことの方角性は一致したと思うんですけども、例えばそういった今までにないような活動をしていく中で、事業評価の表が手元にないと、市民の皆さんにその場で即答するときに、やっぱり手元に今までの資料がないと対応できないよねって現実があって、それを用意してこんなにいろんなこと新しくしたら一回整理して一個の条文にしましょうよっていうほうが私は現実味のあるような、そればかりではないですけども、まあ理念的なこともあると思いますが、今はちょっとそこら辺の、ここにいるメンバーだけでも同じ方向性がまだ見出せないってところで、一つの条文を書き上げていくってところは、最終的には中村委員が言っているように、長くもう少し検討したほうがいいのかって思うように思ってますってのは、やっぱり形骸化しちゃうというのが一番嫌なことなので。

○委員（床鍋義博君） 昨年ですね、研修会で廣瀬先生にこっちに来ていただいて、そのときお話しされたことで私印象に残っているのは、議会基本条例はこれは議会としての覚悟だよといったことを言われたと思います。今回あり方委員会で、かなりたくさんの方の委員会をやっている中で、結構皆さん積極的にいろんなことを調べて発言されて、その中で議会として情報発信なりはできたと思っています。中間報告会やったときにも、市民の方からは賛否両論ありましたが、どちらかというと賛成のほうがすごく多くて、私のほうの耳に入ったほうで

は。今までこういうことをやってなかったんで、議会は変わってきたんだねっていうことをやはり市民の皆様が感じているっていうふうに思ってきてるんですね。

ですから、やはりこれは議会基本条例っていうのは、議会が自分のことを自分で決めるっていう条例なわけですから、それ自体もすごく重要ですし、それをつくる過程の段階のこの話し合いもすごく重要だと思うんです。ですから、私はこの議会基本条例に関しては制定に向けて進めるべきだというふうに思ってます。

その中で形骸化したら意味ないんじゃないのっていう話がありましたけど、それはもちろんそうで、形骸化させないための努力がその過程であるっていうふうに私は思うんですね。ですから、形骸化させる、させないかっていうのは、我々個人っていうか議会全体ですけれども、にかかっているわけなので、そうさせないために活動しなきゃいけない。

それで、中村委員がおっしゃってましたけども、それは今できることも結構あるじゃないのっていうのはもちろんそのとおりで、それは並行してやっていけばいい話で、それはもちろん現状の中で議会基本条例ができるまでは、現行の法体系の中でやっていくわけですからそれもやりつつ、その中でやっぱり活動してきたけど、この部分に関してはやっぱり条例があったほうがいいねっていう話をそこで進めて、それを条例に入れ込んでいくっていう、そういう両建てでやっていいんじゃないかなっていうふうに思ってます。（発言する者あり）はい、わかりました。

以上です。

○委員長（中間建二君） あとはよろしいですか。

○委員（関野杜成君） ちょっとこの発言が合うのか合わないのか、ちょっとわかんないんですけども、ほとんど、つくる、つくらないは別として、これが必要、必要じゃないという議論をしたほうがいいのかというような発言だと私は思っております。もちろんその中につくっていいこうというふうに考えている方もいれば、どうするかって考えている方もいるので、ある意味今のあり方としては、やはりもう一度この基本条例のみを別の委員会なのか、その基本条例をつくる特別委員会なのかわかんないですけど、そういった形で時間をかけて議論をしていくような形になればなど。

理由としては、あり方委員会がもうそろそろたしか、2年でたしか終わるはずですから、そういう意味では、解散するような形になりますので、その部分だけを残して委員会としての答えになればいいかなというふうには私は思っております。

○委員（御殿谷一彦君） 確かにあと4月、5月までにつくるっていうのは大変難しいことなんで、それはできないと思っておりますけども、ただ私たちここで2年間やってきたので、やはり時間がどのぐらいかかるか、1年かかるかどうなるかっていうのはまたいろいろありますけども、とにかくこれはやはりつくっていいこうということで、一応皆さんの合意を得たいなっていうふうに思っております。

和地委員がおっしゃったとおり、これを形骸化しないことも必要ですけども、形骸化するかもしれないからつくらなくてもいいっていう話ではないんだというふうに私は思いますので、形骸化しない処置もとりながら、しっかりこの基本条例をつくる方向で進めさせていただければなというふうに思っております。

○委員（関野杜成君） 言葉足らずだったかもしれないけど、そういうことです。

○委員長（中間建二君） 確認になりますけれども、中間報告の段階では議会基本条例の制定を目指す方向性については確認をした中で、ここまで2巡目の議論を重ね、一部については3巡目も行った中で、一応の議論については集約ができてきてるかなというふうに思っております。

また、私、委員長の取りまとめのこれまでの議論の経過を考えますと、私の感想としては大きな方向性、また具体的な議会として取り組んでいくべき内容等についても、現状の中では相当踏み込んだ取りまとめになっているというふうに私としては認識をしているところであります。

方向性も確認をして2巡目の議論を行ってきた中で、あえてここではたたき台は出さない中で皆さんから御意見をいただいているわけですが、最終的な今のこの調査報告書の取りまとめの中でどのような表現、どのような書き方、委員会の調査の結論として議会基本条例というものについてどのように位置づけていくのかということについて、しっかりと方向性を出していかなければ、この2年間は一体何を議論してきたのかと、調査項目として具体的に挙げた中で、視察も重ね、方向性を持って取り組んできておりますので、その点も踏まえつつ、繰り返しになりますけれども、調査報告書にどのように書いていくのかということが一番大事でありますので、今積極的な議会基本条例設置に向けての取り組みを進めていくべきというような御意見とともに、それが形骸化しないような措置もというような御意見もあったかと受けとめておりますが、取りまとめの内容としてその程度でいいのか、さらに何か踏み込んでいくのか、まだ調査が必要なのか、そのようなことについても引き続き御意見をいただければと思います。

○委員（尾崎利一君） 幾つかの今まで御発言ありましたけれども、議会基本条例がないとできないのかっていう御発言もありましたが、それについては議会基本条例がないとできないことっていうのはないとは思うんですよね。例えば議決事項の拡大についても別途条例を設けて定めることができますし、会議規則の改正や委員会条例の改正等によって対応するっていうことも多々可能だと。今までなくて運営しているわけですから、それがなくなるとさまざまな議会のことが決められないということではないっていうのは、これは事実としてそういうことだと思うんです。

それで、私はこの間議論をしてきて、ここで一定の方向性が出たもの、出なかったものあるわけですが、一つは方向性は出たけれども、まだそれを具体化するっていうのは中間報告会をやったということと、今後最終答申を経て報告会をやるとうところあたりまでは具体的に展開していくということになると思いますが、その余のことについては、この報告書を受けて議会運営委員会や代表者会議等でそれを具体化していくという段階が今の段階だっていうふうに私は思っているんですね。

そういう点で言うと、決めたこと、方向性出したことについてまず実践していくっていうのが最も力を入れていくところなんではないのかなと。一つ一つどう方向性出したものを具体化してくかっていうだけでもかなりの作業になるんじゃないかと私は思っていますので、まずそこをやって出された方向性について実践をした上で、議会基本条例の問題についてはそれを踏まえて検討していくというのが現実的な方向なんではないかと私は思います。

○委員（御殿谷一彦君） 実践を踏まえてっていうよりも、実践をしながらということで、要は議会報告会もこの後当然やりたいと思っておりますし、それから基本条例ができる前にやりたいと私自身は思っているわけですが、そういうことも踏まえて、実践を踏まえてっていうのは実践を何年踏まえて次に基本条例の段階に入るのかっていうことじゃなくて、それを並行しながら基本条例もこの後、当然そんな短期間にできるものじゃございませんから、その中で基本条例の作成に着手していくということが、もうとにかくやっつけていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

今現状いろいろやっていることもありますけども、そういうことも含めて基本条例の中に入れていく、それも含めて基本条例をつくっていくということ、もう足を一步踏み出すということ、ちょっととにかく私と

してはやっていきたいというふうに思っております。

○委員（和地仁美君） 多摩と所沢と何度か、1回と限らず足を運ばせていただいて、先行事例としていろいろ勉強させていただいたと思うんですけども、先ほどの委員長の取りまとめのお話からすると、制定をする方向で検討を進めていくっていう方向性にはなっていると思うんですけども、現実問題としてそれは特別委員会の意見として提出するとして、私たちの任期はあと2年ちょっとの中で、その方向性をどういうチームというか、委員会というか、メンバー構成で進めていくのかわかりませんが、より具体的な取りまとめということであると、例えば先行した事例を見たところで、例えば特別委員会としては制定をする方向性で議論を進めていく中で、もしかしたら進めていったら制定しないっていうところに着地するかもしれませんが、スタートとしては制定をするという方向性で議論を進めていって、例えばある一定のここぐらいまでには制定をするっていう、その具体的な作業に入るべきではないかみたいなどころまで言わないと、何となく制定する方向がいいんじゃないかっていう、この具体性に欠ける結論というか、やっぱり2つの事例を見ていて感じていることとか、例えば所沢とかは大学の先生とかにメンバーに入らせていただいて、非常に制定まで早かったっていう発表いただいていると思うんですね。

それはやっぱりあちらの議会では必要性が非常に高かったっていう部分と、やっぱりそういう専門的な知見がいらっしゃる先生から聞いて全員の意見を取りまとめようという、そういうパワーがあって、もちろん予算の面もあったと思いますけれども、予算をとってくるっていうこともあったと思いますけれども、それが実際に受け入れられるかどうかかわかりませんが、特別委員会としてそういうところを見たっていうところで、何かしらもう少し制定する方向性で結論づきましたっていうのではない何か取りまとめをしたほうが、今までの議論と視察の効果をより具体的に報告に載せているのではないかと思うんですが、皆さんいかがかなと思うんですけど。

○委員長（中間建二君） ですから、そこでね、皆さんいかがですかということじゃなくて、どうすべきだという話が出ないと議論って進まないと思うんですよ。皆さんいかがですかという議論だったら、いつまでたっても堂々めぐりであって、私はこうしたいと思う話が出なければ議論としては成り立たないと思うんですよ。ですから、自分の意見があって初めてほかの方がその意見に対してどうしていくべきかっていうことが言えるわけであって、（和地仁美委員「私としてはそうしたほうがいいと思う」と呼ぶ）ですから、そこをはっきりと言わない限りにおいては議論は深まらないですので、私が繰り返しになりますけど常々意識してるのは、報告書にどう書くかっていうことを意識しながらここまで議論を進めてきましたので、中間報告の段階ではこうでしたねっていうことを繰り返し申し上げているわけで、最終報告書の中にどのように書いていくのかっていうことについては当然のことながらこの議論がベースになるわけですから、それぞれの委員から具体的な報告性が出てこない限りにおいては、委員長取りまとめてくださいっていうわけにはいかないと思うんですね。

ですから、皆さんが議会基本条例について2年間かけて議論してきた中で、委員会の結論としてどうすべきだということをはっきりとそれぞれが意見を言わない限りにおいては、委員会の結論としてはまとまらない。委員長の好きなように書いてくださいっておっしゃっていただければ、それはそれなりに書きますけれども、当然そういうわけにはいかないわけですから。

冷静に考えるとですね、今回これまでの議論も2年間で決着をつける、1年やって中間報告をする、2年間で結論を出すっていうゴールが決まっているからこそここまでの議論ができていくわけで、いつまでも検討しましょう、議論をしましょうということであれば、いつまでも結論が出ないっていうのが、それはもう皆さん

わかる、わかってもらっているというふうには私は理解してるんですけども、それをもう最終報告、この後報告書の案についても御説明いたしますけれども、その段階に来ている中で、皆さんが議会基本条例というものについてどう考えているかっていうことを、2年間の総括としてここで意見言ってもらわなければ、この2年間の議論の結果が何だったのかということになりますので、そういう意味でそれぞれの委員から御発言いただいた中で、私としては報告書の中に意見を取りまとめていきたいと思っておりますので。

○委員（和地仁美君） 先ほど、皆さんどうですかって最後につけ加えたんですけど、私としてはやはり何度も発言させていただいてますように、床鍋委員がおっしゃったような、議会としての覚悟としての基本条例っていうことであれば、今いる議員全員がある一定以上の方向性を持って制定ってところを議論したほうがいいと思うので、所沢の例のように、一定期間、あと2年しか任期ありませんので、1年なり2年なりですね、学識経験者の方を踏まえてやはり内容を検討していかないといけなんじゃないのかなと思います。

特別委員会でもここでもいろいろな皆さん本を読んだり調べたりってことで話してましたけれども、それでもやっぱり意見がまとまらないことも多かったので、世の中の動きであったり、他市の動きであったり、今のトレンドというか傾向であったりってところを学識的にアドバイスをいただいたりするような方を交えての調査研究っていう形で進めていかないと、結局この委員会が終わって、次にまた新しい基本条例を制定するだけに絞った委員会をやるってしても、なかなか難しいのかなとは思ってます。

というのは、所沢の例を聞いていて非常にいい進め方というような気がしましたので、今からその予算がとれるのかとか、実際の方法ってところまでは私も深く考えていないので申しわけないんですが、方向性としては次に議会基本条例制定特別委員会とかいうものを別途やったとしてもですね、なかなか最終的、ここに全員協議会のように全員がいるわけではない中で、各党派で取りまとめてくださいって難しいのかなって気はしてます。

一方で、議会報告会みたいな実際の動きってというのは並行してやっていく中で、現場で気づくことというものもあると思いますので、それは新たな活動としてやるべきですけども、議会基本条例については今までの特別委員会というよりも、学識経験者の方を踏まえて調査研究をして、1年ぐらいをめどに制定をするのならするっていう方向で、制定をしないならしないってことで区切るというか、わかりませんよ。今は制定をするっていう前提で検討をするってなってますけれども、検討するってことは結論ではないので。（発言するものあり）

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

---

午後 3時28分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（和地仁美君） 済みません、ちょっと回りくどい言い方をしまして。

基本条例制定の方向で議論を進めるって方向性は決まっているので、今特別委員会はもうすぐ期限が来ますから、今度新たに基本条例制定に向けての委員会を立ち上げた際には、今まで以上により専門性が高まると思いますので、所沢市議会さんの事例のように学識経験者などの方を交えて、より具体的に議論を進められて、一定1年なり期限を区切って制定の方向を具体化できるところの結論まで持っていくというのが現実的ではないかなというふうに思います。（発言する者あり）

うそじゃないんです、プラスアルファとしてやはり、ごめんなさい、さっきはちょっと頭がまとまってなくて、床鍋委員の先ほど発言のあった、議会としての覚悟の基本条例っていうところであると、任期が来れば議員の方はわかりますけれども、現時点の議会としての覚悟を決めていくっていうことは、本来的であれば全議員がある一定以上の同じ方向性にならないと、専門的な委員会で話し合ったとしても意見の一致というか、同じ方向は見れませんので、先ほど言った特別委員会を持つとしても、最初の1回目、2回目あたりは全員の議員で、その学識経験者の方と議論を進めて方向性を一致するのがよりよい進め方ではないかなというふうに私は考えています。

○委員（尾崎利一君） 議会としての覚悟を示すっていう話があったんですけども、その議会としての覚悟っていうのがどういう内容なのか、どれだけの一致点がこの2年間議論してきたのかっていうことはね、私は冷静にそこを見ないと、非常に強引なことになっては結局進まないっていうことになりかねないんじゃないかと思っています。

例えば政務調査費の公開の問題や電子機器の議場への持ち込みの問題などで、最近一致しないところがね、ありましたけれども、私は最近のことで今2点挙げましたけれども、なかなかこう議会全体としての一致を得て、一定の一致を得て進むっていうところまでまだなかなかいかないのかなっていうのが率直な感想です。

ですから、やはり今この2年間で確認された方向性について具体化をし、実践していく。議会全体、議員全体がそういう経験を積んでいくっていうことを優先させるほうが現実的なんじゃないかと。今すぐに特別委員会をつくって条例の案文をどうするかっていう議論に入るのは、私は現状は早いんじゃないかということから、決めたことについての具体化とそれに基づく実践をまず最優先で行うと。しかる後に基本条例に進んでいくかどうかっていうのは、再度議論していくということではないかっていうのが私の意見です。

○委員（中村庄一郎君） いやいや、今まさに私も尾崎利一委員の言われたようなところではあるんですね。先ほども同じような意見言いましたけれども、やはり今このようにあり方委員会の中でも、先ほどから尾崎委員も言われましたけど、そういうふうな中でなかなか結論が出ないところも多いようでありましたし、その中では条例化していろいろあれしていくのも一つの逆に言えば案ではあるかもしれませんが、でもそれは今できるところの中でいろいろもう少しこう議会の活性化して、今逆に言えば条例をつくらないところでは、逆に言えば自由にできるわけですよ、逆の発想からいけばね。その中でやっぱり自分たちがやることを自由にできるところをですね、もっと活性化していく部分というのが僕は必要なんじゃないかなっていうふうに思うんですね。

実はそれ非常に、僕はまことに申しわけないんですけども、視察に行って、条例化することで自分の保身に走ってないかなっていうのをすごく感じたんですね、所沢市議会の話を聞いてて。そういうところの中では随分、この条例があるからこれができたんだ、あれができたんだっていうことで、何か自分たちの保身に走っているような部分というのが非常にうかがえちゃってて、それってどうなのかなって思ったわけですね。

それを考えたときに、今条例をつくらなくてもできることで何かだんだんできることが、そういうことを議員としてちゃんと発信していくことのほうが必要性があるんじゃないかなっていうふうに思ったわけなんです。ですから、今できることをして、検討委員会なら検討委員会っていうのをつくっても別にいいとは思いますが、でもその中で条例をつくっていくのか、つくっていかないかっていうのをもっとしっかりとその中で考えていくと。とりあえずこのあり方委員会の中では、こういう形でじゃ新しい委員会に委ねるとか、そういうふうな結論にして、ちょっと私は視察の中では非常にいいっていうふうな、条例をつくったからこうだっ

たつというふうなところがですね、申しわけないんだけど見受けられなかったっていうのが私としては感想であります。

特に公表してく部分なんかの、これは別建てになっちゃうかもしれないけども、議会報告会だけ、これにしても、司会がどうだとかこうとかっていうような話もありましたけども、自分で案内を出しておいて、それは答弁するの大変だから、司会がうまく扱えばよかったのになみたいなのが出てきたりね。ああいうこと自体はやっぱりすべて見てくると保身に走っているなというふうなところしか見えないんですよ。

ですから、条例の中でも、何か言葉に出たのが、この条例があるからこういう形でうまくできたんだっていうところがあって、いや条例として定めなくても、じゃその中できちっとできることってもっとたくさんあるんじゃないのっていうのが私の意見であります。

ただ、検討する必要性はあるのかなということも一部ありますので、できれば今回ここで終わりにしないでですね、これはどっかの委員会とか、あとは議運とかですね、そういうところにも、特別委員会でも議運でもというところでこれから調査する必要性はあるのかなというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） ちょっと今中村委員の発言で質問なんですけど、今特別委員会なり何なり、これが終わった後の議論の場について、関野委員や和地委員は条例案をつくっていくための委員会を設置すべきだっていう御意見だろうと思うんですよ。中村委員が言われている、その委員会なり議会運営委員会なりで議論するっていうのは、条例をつくっていくということではなくて、その必要性も含めての検討をするための場は引き続き持つていくべきだっていうことでよろしいのかどうか。ちょっと済みません。

○委員（中村庄一郎君） そのとおりであります。まずはそこから入っていかないとどうなのかなっていうふうに思ってます。今までこの中にはいろいろ御検討もあったと思いますけど、私は、私が考える中ではもうしばらくそういう研究っていうかな、そういうのも必要なかなというふうには思っております。

ていうのは、外を見てきて、今度自分たちの中を見るべきだと思うんですよ。自分たちの中を見て、じゃこの議会にどうということがそぐってんのかなっていうのを検討しなくちゃいけないだろうと思うから、だからそういう意味ではスタートする前、もしね、スタートするかどうかわかりませんが、この議会にどういうものがそぐっているかということも考える意味では、まずは一回研究をしたんだから、今度は自分たちが持ち帰ってきて、じゃ必要なか必要じゃないのかっていうのをもう一回検討すべきかなというふうに思ってます。

○委員長（中間建二君） では、一通り御意見いただきましたが……。

○委員（関野杜成君） 済みません、逆に尾崎委員が今質問を中村委員にされて、尾崎委員としての考えとしては、先ほどお話ししたとおりになるのか、それとも中村委員が言われた、ちょっと一段アップしたような考えになるのか。何が言いたいかといいますと、今現状和地さんだったり私だったり意見と、尾崎さんの意見、で中村さんの意見と、3つの意見が出てると思うんですけども、間をとるといいう言い方が適切かどうかわかりませんが、逆に中村委員が言われたような意見で皆さんが納得できるのであれば、そこになったほうが次が見えてくると私は思うんですよ。ある意味、私は和地さんが言われたように、つくるのを前提につくる、特別委員会を設置するとなると反対だけれども、今中村委員が言われたような、その自分たちの足元を見たりとか、そういうところから始めようということで納得できるんだったら、多分皆さん一致してくるのかなと。そうすると次の段階にもう一個行けるのかなと思うんですが、今の段階だと多分意見が合っていないので、次の段階にも行けないと私は思うんですけども、ちょっとその点、お答えできるようであればお願いを。

○委員（尾崎利一君） まず、関野委員が言われたように、中村委員の提案で全体が一致できるのかどうかというところは、私はちょっとよくわからないんですけど、もし一致するとしてですね、私以外の方が。引き続きその問題について調査検討していくということにあえて反対するという立場ではないです。

○委員（和地仁美君） 私も先ほど意見を言わせていただいたんですけども、ちょっと尾崎委員が誤解されていると思ってるのは、制定をするっていう方向性で進めるけれども、最初に本当に必要かどうかということを検討するっていう発言をさせていただいてますので、そういった意味では中村委員とスタートの時点は、調査研究というふうに言葉を変えているっていうふうな私は理解です。

それから、先ほど議会としての覚悟っていう去年の廣瀬先生の言葉を引用して私も何回か使わせていただきましたが、この委員会でも先ほど尾崎委員が言ったように、政務調査費についてのその公開の仕方でもいろいろな考え方があるっていうように、確かになっているなど。ずっとこの特別委員会で話してきたのは、市民にわかりやすい議会運営とか情報発信っていうことをテーマにしてきたときに、そういった抽象的な言葉が私たち東大和市議会として、どこまでやったらわかりやすいとか、どこまでやったら情報発信がされているっていうことを一定のものとしてつくるのも基本条例の一つの役目かなというふうに思いますので、ちょっと覚悟っていうと非常に理念的であれな感じになっちゃうので、一つの自分たちの物差しというかですね、ちょっと具体的に日々の活動や動きに生かされるようなものをつくるっていうような認識が基本条例にはもう一つあるんじゃないかなというふうに思いましたので、意見として言わせていただきます。

○委員長（中間建二君） じゃ、ほかによろしいでしょうか。

じゃ、それでは報告書の中での取りまとめということでございますけれども、議会基本条例の制定を目指す方向性を確認して2巡目にきたわけですけども、これまでの議論の中で直ちに議会基本条例の制定、作成作業に入っていくということまでには一致をしていないということでございますが、先ほど中村副委員長のほうで御提案がありましたように、方向性を確認しつつ調査検討については、この2年間の中では結論が出ていないということで、継続して違う場で調査検討を重ねていくということでの御意見だったというふうに受けとめておりますけれども、報告書の取りまとめとしては、その前にそれぞれ皆さん御意見をいただきましたので、それぞれの御意見を踏まえつつ、今のような取りまとめの報告書を作成をしていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、議会基本条例につきましてはそのように取りまとめをさせていただきます。

それでは、以上で（7）の議会基本条例についての議論を終了いたします。

ここまでで全体にわたる2巡目の議論が終了をしたということになります。

ここで、2巡目の議論に入る前に、これまで調査項目として取り扱っていない課題で、委員会として追加項目として取り扱うべきとの委員の皆様からの御提案がありましたら、委員会での合意を得て取り扱うかどうかを決定するというところで申し上げておりましたので、ここでこれまでの議論を踏まえた中で、追加項目の御提案がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） まず1点が、所沢市に行ったときのお話の中で、事業概要調書というものを市側から出していただいて、それに基づいて予算委員会、決算委員会に使ったということで、ある議員さんからは本来市側で一生懸命ためていた資料が一遍に出てきたっていうことで大変喜んだっていうお話もありましたけども、当市においても多分、多分っていうか当然予算を詰めていく中で、その必要性だとか財源だとか、市側で一生

懸命議論していると思いますので、その辺をすべてとは言いませんけども、所沢市で出たような事業概要調書っていうんですかね、こういうような形で出していただくようなことをできれば要望したいと。それを予算委員会の活性化につなげていきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それからもう一つ、一つずつで、「まとめて言ってくれたほうがいい」と呼ぶ者あり) よろしいですか。

○委員長(中間建二君) まとめて言ってもらったほうがいい。

○委員(御殿谷一彦君) もう一つが、私のほうで実は通年議会ということでお話しをさせていただいたんですけども、それは繰り延べ事項という形になってしまいましたけども、通年議会ができないのであればということではないんですけども、やはり市長側の活動をしっかり見ていくためにも、今全員協議会っていう制度がございます。この全員協議会を月1、例えば今3、6、9、12で議会が開かれますので、その間の2、4、7、8かな、何かそんなような形で、違う、違う、2、5、7、8か、わからなくなっちゃった。ちょっとそういう意味で、議会が開かれてないときに全員協議会を開くということで、要は市政をしっかり監視していきたいなというふうに思っておるんですけども、これに関しましては議長に招集権があるということなので、議会側の裁量でできると思いますので、これをできれば、あした開くと言われても皆さん困ると思いますので、事前にしっかり通知した上で、いついつ開くということでこれを設けて市の動きをしっかり監視していきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長(中間建二君) ほかにございますでしょうか。

○委員(和地仁美君) 御殿谷委員にちょっと質問。

○委員長(中間建二君) ほかに。

ほかになければ、その2つを議題として扱うかどうかの議論に入っていきますので、ほかに議題が設置すべきだという御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○委員(中村庄一郎君) いや、先ほど発言の中でもちょっと言ったんですけど、政務活動費の増額。

○委員長(中間建二君) 中村委員のほうでの御提案はわかるんですが、中村委員、関田委員が委員交代して入る前の段階の議論の中でこの政務調査費のあり方を議論した中で、金額としては現状維持ということを確認した上で、使途基準の緩和というところに2巡目の議論ということで合意をしてるので、今の御意見も後で委員が交代されたということはあるわけですが、しかしそこでまたその議論に入っていくと、今度すべての議論がそういうことも認めていくという話になってきますので、ちょっとその点については御理解いただきたいと思います。(中村庄一郎委員「じゃ、それについて」と呼ぶ)

○委員(中村庄一郎君) 何で言い出しかっていうと、先ほども話したように、政務活動費の中で、政務活動費の中でね、細目だとかそういうものもこれから決めていくというふうな中では、ある程度の一定の決まり事がついてくるわけですよ。そういう部分では、もう少し例えばその細目の中を調べていくと、もう少し政務活動費として必要性が出てくるのがたくさん出てくるのかなと。あとは備品の部分っていうのも出てましたね。書籍の部分とか。そういう部分を含めますとですね、そうすると、だからこれは新たに出たここの話だからね。その中でいろいろ検討していく中では、そういう政務活動費、これからね、もう少し必要性が出てくるのかなと思いますので、できれば検討をお願いしたいということでもあります。

○委員長(中間建二君) それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、一つずつ確認をさせていただきたいと思いますが、まず御殿谷議員のほうから、所沢市議会の視察におきます新規事業概要調書の取り扱いについて、特別委員会の中でも議論をしていくべきではないかという御意見がございました。

それで、これは予算の資料ということで今御発言がありました、その予算委員会での資料ということではなくて、あの場の説明では、本会議の中で、いわゆる新規事業にしろ、補正予算にしろ、個別の事業の説明資料として附属をして資料として出しているということでございますので、予算委員会での資料ということではなかったというふうに理解をしておりますので、御認識をいただきたいと思います。

じゃ、今全員の方が所沢市の議会の視察には行っておりますので、新規事業概要調書についての説明も受けているわけですが、この同様のものについて、東大和市議会の中でどのように考えていくのかということについて、議題として設定すべきかどうかということにつきまして、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） 実際、所沢市議会からいただいた資料に書いてあるとおりのものであれば、あったほうがいいのか、ないかっていうと、私はあったほうが良いと思うんです。

○委員長（中間建二君） 具体的に中身に入るよりも、議題として設定するかどうかという点についての御意見を今いただいています。

したほうが良いってことですか。

○委員（床鍋義博君） はい、だからそこであつたほうが良いと思うんです。ただ、どこかでそれをいいか悪いかっていう判断を今この場で、この調書一つ見てすることはなかなか難しいので、そこは議題として調査検討する必要はあると思います。

○委員長（中間建二君） ほかはよろしいですか。

○委員（尾崎利一君） 私はこういう資料はどんどん出してもらったほうが良いとは思っているんですけども、ただ、この特別どういふ資料を市側に要求するかっていう問題がこの特別委員会の議題としてふさわしいのかどうかという点になると、じゃここで要求すべきだということになって、じゃそれがそのまま議会の要求として市側に言うってことになるのかどうかという点で言うと、この特別委員会の議題ではないんじゃないのかなって思うんですよね。皆さん行って実際に現物も見てるので、もし一致できるんだったらそれでもいいのかなということかもしれないけども、私は議題かどうかといえば、議題ではないんじゃないかと思えます、この性質上。

○委員長（中間建二君） あとはよろしいですか。

○委員（御殿谷一彦君） 一応議題として挙げていただいて、可否を一応私たちで一応方向性検討していただいて、もし要ということであれば、これを代表者会議とか議運のほうから市側のほうに要望していただくような形をとるといふ形であるとは思いますが、ここでこういうことが必要か不必要かっていう議論は、別に今までのほかのいろんな議論を踏まえたときに、そんな不自然なものではないような気もするんですけども、議会そのもののあり方っていうか、そのときの資料としてこういうのも欲しいなっていう話だけですので、私は問題はないんじゃないかなと思うんですけども、ここですぐ私たちが言ったからそのまま市側に直接要望できるってことではないと思っておりますけども、どうでしょう。

○委員（尾崎利一君） そういうこととしてなら結構です。

○委員長（中間建二君） じゃ、今の段階では余り中身に入るというよりも、追加議題として次にもう一度次回

のときに議題として扱うかどうかということでの御意見でございますけれども、今の尾崎利一議員の御発言も踏まえつつ、所沢で資料として示された新規事業概要調書について当市議会の中での審議の中で活用していくかどうかについて、次回議題として設定するという事で確認をさせていただきたいと思っております。

じゃ、2つ目に全員協議会の開催のあり方ということで御提案がございましたが、今の御殿谷議員の御発言で、いわゆる定例議会の開催月には定例議会の中での全員協議会等がございますので、定例議会が開催されていない月に全員協議会を定例化していくっていう趣旨での御意見ということで、ちょっと確認を。

○委員（御殿谷一彦君） そのとおりです。だから、具体的には例えば3月議会のときに、6月のときにはこの日に開きますよっていうような形をとるか。または毎月っていうか、そのあいた月は毎月第2何曜日とか、第1何曜日に開きますよっていう形をとるか、ちょっとその辺はあれですけども、そういうふうな形でとっていければというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） じゃ、今の閉会中の全員協議会の開催のあり方について議論したいということでございますけれども、この点について御意見がありましたら。

○委員（尾崎利一君） 結構です。議論していただいて、議題にさせていただいて結構です。

○委員長（中間建二君） よろしいですか。

じゃ、御意見がないようであれば、次回の議題としてさせていただきたいと思っております。

最後に、中村委員のほうから御発言がありました、政務調査費のあり方の中で、再度政務調査費の金額の増額について議論したいということでの御提案がございましたけれども、その点につきまして御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（関田正民君） やっぱこれいろいろ、入れといたほうがいいんじゃないですか。なきやないでいいんですから一応入れとけばね、いろいろまたこれから何によって、書籍の値段が上がるかもしれないし。それはわからねえんで、何か入れない必要はないと思っております。

○委員長（中間建二君） 入れる入れないということじゃなくて、もう一度政務調査費の金額について議論するかどうかということで、（発言する者あり）議論すべきだという御意見で、はい。

よろしいですか。

○委員（関野杜成君） 私が言うのはちょっと違うのかなと思う部分はあるんですけども、新しく入れかわった委員さんの意見っていうのもあると思うので、理由としてどういうふうにそれを入れていくかっていうところから考えたときに、先ほど委員長も言われたとおり、今回のこのあり方の段階では、政務調査費として話し合いが行われたと。現状は今度政務活動費というものに変わってきたので、そこを踏まえて議題として行ったかどうかということであればいいんじゃないかというふうに感じます。

○委員長（中間建二君） よろしいですか。

それでは、政務調査費という位置づけではなく、自治法の改正に伴う政務活動費の位置づけとして、もう一度、その金額の是非、多寡について議論したいということで御提案がございましたので、次の議題としてもう一度議論を行うということで取りまとめさせていただきたいと思っております。

---

○委員長（中間建二君） 次に、本委員会の最終報告について御協議をいただきたいと存じます。

本日の段階では、ようやくこれまでの議論を集約した中で、皆様のお手元に特別委員会としての調査報告書のたたき台を御用意をさせていただいたところでございます。きょうお配りしているわけでございますので、

中身については当然のことながら次回の課題とさせていただきたいと思いますが、概要、考え方を説明させていただきますと、中間報告を一度取りまとめてございますので、中間報告書と切り離すわけにはいきませんので、中間報告書に加筆、修正をする形で最終報告書の案を取りまとめたところでございます。

皆様に今お手元にお配りしておりますたたき台といたしまして、追加的に書き加えたところについてアンダーラインを引いておりますので、アンダーラインのないところについては中間報告の段階で記されている内容だということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、各個別の検討事項のところについては、中間報告の段階では議論終了なり再度検討なりということの、わかりやすいようにという意味で、そのような表記がございましたけれども、今回は最終報告でございますので、すべて議論した結果として記されているという意味で、そのような立て分けにはしておりませんので、議論した結果として特別委員会としてはこのような結果になったという意味で御理解をいただければと思っております。

それから、あと専門的知見の活用については、まだ終了をしておりませんので、継続中ということで現段階で書ける内容について表記をしておりますのと、それから議会基本条例のところにつきましては、きょう議論いただいたわけでございますので、中間報告の内容のままとなっておりますので、きょうの議論を踏まえつつ、次回のときまでにこの議会基本条例についての報告書について、新たに表記をたたき台としての案を提示をさせていただきたいと考えておりますが、それらの点につきまして何かもし御質問なり、最終報告書の取りまとめについての御質問なり御意見なりがありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 前回の委員会の議事録というものはいつごろ上がってくるのでしょうか。そこを確認をしないと思うんですけれども。それと同時に、今回のきょうのもですね。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 前回と申しますと1月22日のあり方調査特別委員会につきましては、現在粗稿が既にできておりますので、そちらをごらんいただくことはできます。あと本日のものにつきましては、数日後に粗稿ができ上がってくると。何日ということはちょっとまだ今申し上げられませんが、数日後には粗稿が上がる予定になっております。

以上です。

○委員（関野杜成君） そうなると、粗稿の段階で確認をしてという形でこの報告書については行方という認識でいいのかです。

○委員長（中間建二君） 現状としては当然のことながら、全員がこの場において議論を確認しているわけですので、その皆さんの認識と合わせて粗稿の段階でのものについても必要に応じて確認をしていただければと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（関野杜成君） それでは、この最終報告書の内容につきましては、次回の委員会の中で御意見をいただきながら、最終報告書の取りまとめを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） これをもって平成25年第2回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 4時 4分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二